

投資信託 購入後のご案内



Makes your happiness.



西中国信用金庫

商号等/西中国信用金庫 登録金融機関:中国財務局長(登金)第29号

2024年1月現在

投資信託 購入後のご案内



本パンフレットは、投資信託を購入いただいた後に送られてくる
さまざまな書類の見方についてご案内しています。
項目ごとに各書類の内容について詳しく解説しています。

投資信託は、預金と違い通帳や証書は発行されず、
代わりに各種報告書が交付されます。
購入後のお取引内容やファンドの運用状況・実績等は、
郵送される各種報告書でご確認いただけます。

お手元に保管していただき、お客さまのスムーズな資産運用のために
ぜひお役立てください。

重要

交付される書類は確定申告に必要となる場合がございますので、
必ずご一読いただき、大切に保管してください。

投資信託 購入後の流れ

購入後に送られてくる書類をご紹介します。

☑ →送付時期

購入	投資信託の購入	累積投資買付報告書	投資信託購入のお取引内容についての報告書です。 ☑お申込後、1週間程度	p3
運用	投資信託の運用	取引残高報告書	3か月ごとの取引内容と取引後の預り残高についての報告書です。 ☑1、4、7、10月中旬頃 ※前回報告書作成日以降にお取引がない場合は1年に一度	p4
		トータルリターン	投資信託購入時点から現在までの、投資期間全体における総合収益をお知らせします。 ☑1、4、7、10月中旬頃 ※前回作成日以降にお取引がない場合は1年に一度	p5
決算時	運用会社が運用成績を定期的に取りまとめます (投資信託によって決算回数は異なります)	交付運用報告書	決算期末ごとに運用会社から交付される、ファンド自体の状況や成果に関する報告書です。 ☑決算期ごと ※決算期間が6か月未満のファンドは6か月ごと	p6
換金	投資信託を信託期間の途中で売却	累積投資取引報告書 (残高報告書)	売却したファンドの数量(口数)や単価の報告書です。 ☑換金のお申込後、1週間程度	p7
		特定口座 お振込代金のご案内 特定口座をご利用の場合	「源泉徴収あり」の特定口座内で売却取引があった場合、その都度年初からの譲渡損益、税金が通算されて報告書が作成されます。 ☑換金のお申込後、1週間程度	p8
年間報告	1年間の損益等を報告	特定口座 年間取引報告書 (投資家交付用) 特定口座をご利用の場合	特定口座でお取引されているお客さまに送付される、年間の譲渡損益額や源泉徴収税額、還付税額を集計した報告書です。 ☑毎年1月下旬頃 ※年の途中で特定口座を廃止された場合は廃止月の翌月	p9
その他 償還	ファンドの信託期間が終了すると払い戻されます	分配金・償還金 お支払いのご案内 (支払通知書)	ファンドの償還時に、償還金の明細をお知らせするご案内です。 ☑ファンドの償還後、1週間程度	

※本パンフレットに掲載している各報告書等の見本は、今後変更になる場合があります。

累積投資買付報告書

投資信託購入のお取引内容についての報告書です。
 いくら単価で、どれだけ数量(口数)が購入できたかを確認できます。
 お申込み後、1週間程度で郵送されます。

累積投資買付報告書

口座番号 おなまえ ページ 1
X-X-XXXXXXX 作成日20××年×月×日
〇〇〇〇様

NISA口座をご利用の場合は、「NISA成長投資枠」または「NISAつみたて枠」と表示されます。

ファンド名 <small>しんきん〇〇〇ファンド</small>				約定日	受渡日	訂正区分	訂正日
ファンドコード <small>(XXXXXXX)</small> 特定口座取引				<small>20××.×.××</small>	<small>20××.×.××</small>		
区分	取引	数量(口)	単価(円)	約定金額(円)	手数料(円)	消費税(円)	受渡代金(円)
	買付	<small>989,830</small>	<small>9,780</small>	<small>968,054</small>	<small>29,042</small>	<small>2,904</small>	<small>-1,000,000</small>
単価は一万口当りの金額を表示しております。							買付後の残高(口)
							<small>989,830</small>

ファンド名				約定日	受渡日	訂正区分	訂正日
ファンドコード							
区分	取引	数量(口)	単価(円)	約定金額(円)	手数料(円)	消費税(円)	受渡代金(円)
							買付後の残高(口)

イメージ図です

以上

この例では **100万円**を元手に手数料**3.3%**(消費税込)のファンドを購入する時、実際に投資できる金額は**968,054円**です。
 この額で購入できる単価**9,780円**(1万口あたり)の
 ファンド口数は、 $968,054 \div 9,780 \times 10,000 = 989,830$ 口
 となります。

- 1 数量**

購入口数です。

2 単価

購入時の基準価額です。
管理単位口数あたりの基準価額(1口元本1円の場合1万口あたりの基準価額)が表示されます。

3 約定金額

実際にファンドに投資した金額です。
例えばこのお取引の場合、約定金額は968,054円です。
- 4 手数料と消費税**

約定金額に応じた手数料と、それにかかる消費税相当額です。
※購入時手数料の料率はファンドごとに異なります。
 ※税率は税制により変更になる場合があります。

5 受渡代金(お申込金額)

手数料を含むお申込金額の総額です。
例えばこのお取引の場合
 受渡代金1,000,000円=968,054円+29,042円+2,904円

お申込金額
約定金額
手数料+消費税

運用 | 投資信託の運用

取引残高報告書

作成基準日前の3か月間の取引内容と、取引後の預り残高について3か月ごとにお知らせする報告書です。保有しているファンドの数量、残高、取引明細等について確認できます。1月、4月、7月、10月中旬頃に郵送されます。(お取引のない場合は1年に一度)

お預り証券残高、お申込金等残高の明細

作成基準日時点での受渡日到来済みの投資信託について、保有口数や時価評価額などがファンドごとに確認できます。(なお、作成基準日時点で換金の受渡が完了していない場合も表示されます。)

NISA口座をご利用の場合は「非課税 成長投資枠」または「非課税 つみたて投資枠」と表示されます。

【お預り証券残高、お申込金等残高の明細】						
◇国内投信 ファンド名	種類	① 数量	② 個別元本	③ 基準価額	④ 時価評価額	マル優利用額
〇〇〇〇オープン	累投 特定口座	1,000,000口	6,000.00円	6,200円 (10,000口当たり)	620,000円	
〇〇〇〇ファンド	累投 特定口座	500,000口	11,000.00円	11,000円 (10,000口当たり)	550,000円	
小 計					1,170,000円	
イメージ図です		残高の合計		時価評価額合計：		1,170,000円

- ① 数量** 作成基準日時点での保有口数を記載しています。
- ② 個別元本** ファンドの購入時の基準価額を記載しており、分配金の受取時の課税上の基準となります。同一ファンドを複数回に分けて購入された場合や決算時に元本払戻金(特別分配金)が発生した場合等(分配金再投資等を含む)は加重平均により算出しますので購入時の基準価額とは一致しません。
- ③ 基準価額** 作成基準日時点での基準価額を記載しています。
- ④ 時価評価額** 作成基準日時点での時価評価額を記載しています。(信託財産留保額や税金等は勘案されていません。)数量×基準価額÷1万の金額です。(1万口あたり基準価額表示ファンドの場合)

お取引の明細

掲載期間における分配金の額やファンドの購入・売却・再投資等いつ、どのような取引をしたか、お取引内容が確認できます。

NISA口座をご利用の場合は「非課税 成長投資枠」または「非課税 つみたて投資枠」と表示されます。

イメージ図です

【お取引の明細】 (今回ご報告期間 2×××年××月××日～2×××年××月××日)											
取引	訂正 訂正日	ファンド名	手数料	消費税	受渡日	約定日	種類	数量	単価	約定金額	受渡金額
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
①	お預り(買付代金)	××××ファンド			12.25	12.25	累投 特定口座	252,412口	11,756円	2,968,736円	300,000円
②	買付	××××ファンド		296円	12.26	12.26	累投 特定口座	85,000口	11,813円	1,004,115円	100,411円
③	解約	〇〇〇〇オープン	0円	0円	12.29	12.29	累投 特定口座	0口	0円	0円	100,411円
④	お支払(解約代金)	〇〇〇〇オープン			12.29	12.29	累投 特定口座				100,411円

注: ① 購入代金のお預り日、② 特定口座でのお取引の場合表示されます、③ お預りしたご購入代金で投信が購入されています、④ 購入口数、⑤ 購入時の基準価額、⑥ 約定金額、⑦ 換金口数、⑧ 換金代金、⑨ 解約口数、⑩ 解約価額: 基準価額から信託財産留保額を差し引いた金額、⑪ 以上

- ① 購入時の内容を確認**
 - ①では、いつ(12/25)、どのファンド(××××ファンド)の購入代金300,000円をお支払いされたかが確認できます。
 - ②では、①の購入代金でいつ(12/26)、どのファンド(××××ファンド)を何口(252,412口)約定したかが確認できます。
- ② 換金時のお取引内容を確認**
 - ③では、いつ(12/26)、どのような換金方法(解約)でファンド(〇〇〇〇オープン)を何口(85,000口)約定し、換金代金はいくら(100,411円)となったかが確認できます。④では、③でご注文いただいた換金口数で、いつ(12/29)、どのファンド(〇〇〇〇オープン)の換金代金(100,411円)をお受け取りいただいたかが確認できます。

※その他、お取引の明細「特定口座源泉徴収還付」では、特定口座(源泉徴収選択口座)内で発生した譲渡益税の源泉徴収還付明細が確認できます。(配当通算口座で普通分配金と譲渡損通算後の還付がある場合、3月末基準で作成される取引残高報告書に配当課税還付が表示されます。)
 ※原則3か月に一度(3、6、9、12月の各月末基準[受渡基準])作成します。
 ※報告対象期間は、作成基準日を含む直前3か月間です。3、6、9、12月の各月末の直前3か月間にお取引がない場合は作成しませんが、この場合でも原則として1年に一度作成いたします。なお、前回作成時にお預り残高およびお取引がない場合は、作成を省略させていただきます。「取引残高報告書」は再発行できませんので大切に保管してください。

運用 | 投資信託の運用

トータルリターン

投資信託購入時点から現在までの、投資期間全体における総合収益を3か月ごとにお知らせします。売却や償還を迎えた投資信託も含まれます。
 投資信託の評価金額と受取分配金、ならびに売却されている場合は売却金額、以上を合計した、取引全期間の運用収支額を表しています。
 1月、4月、7月、10月中旬に取引残高報告書と共に郵送されます。
 (お取引のない場合は1年に一度)

NISA口座をご利用の場合は「非課税 成長投資枠」または「非課税 つみたて投資枠」と表示されます。

【トータルリターン (国内投資)】		手数料や税金等を含む 購入金額の累計	換金金額の累計	評価額に対する取得に要した金額 (手数料、消費税を含む)	評価額から取得金額を 差し引いた金額			
ファンド名 累計起算日	種類	(A) 購入金累計	(B) 受取分配金累計 税引後受取分配金累計	(C) 売却金累計 数量	(D) 評価額 解約価額	運用収支額 (B+C+D-A)	(E) 取得金額	評価損益 (D-E)
AAAAオープン 2012年03月01日	累投 特定口座	60,000円	2,597円 2,079円	5,186円 29,430円	76,286円 25,921円	24,069円	54,942円	21,344円
合 計		60,000円	2,597円	5,186円	76,286円	24,069円	54,942円	21,344円

分配金出金(再投資停止分)額の累計 残高口数

イメージ図です

1 投資信託の 評価額を確認

お取引例

$76,286円(評価額) = 29,430円 \times 25,921円(解約価額) \div 1万$
 (1万口あたりの基準価額表示ファンドの場合)

2 投資信託の 運用収支額(税込)を確認

お取引例

$\langle 運用収支額 \rangle = \langle 受取分配金累計 \rangle + \langle 売却金累計 \rangle + \langle 評価額 \rangle - \langle 購入金累計 \rangle$
 $24,069円 = (2,597円 + 5,186円 + 76,286円) - 60,000円$

●当該数値がトータルリターンになります。

※全部売却、償還時のトータルリターンも別途表示されます。

トータルリターンと評価損益

トータルリターンは、「支払った金額と受け取った金額の差」ですが、評価損益は、「(平均)取得価額と現在の基準価額の差」であり、元本を切り崩した「分配落ち後の価額」を考慮した損益となります。評価損益は確定申告に使用しますが、トータルリターンは使用できませんので、ご注意ください。



運用[決算時]

運用会社が運用成績を定期的に取りまとめます (投資信託によって決算回数は異なります)

交付運用報告書

決算期末ごとに運用会社から交付される、ファンド自体の状況や成果に関する報告書です。今後の運用方針なども確認できます。ファンドの決算後、投資信託委託会社(運用会社)による作成が義務づけられており、決算時(決算期間が6か月未満のファンドは6か月に一度)の保有者全員に郵送されます。

交付運用報告書の記載例

しんきん○○○ファンド(毎月決算型)
追加型投信/内外/資産複合

交付運用報告書

第167期(決算日2000年0月0日) 第168期(決算日2000年0月0日) 第169期(決算日2000年0月0日)
第170期(決算日2000年0月0日) 第171期(決算日2000年0月0日) 第172期(決算日2000年0月0日)

作成対象期間(2000年0月0日~2000年0月0日)

第172期末(2000年0月0日)	
基準価額	8,112円
純資産総額	60,253百万円

第171期~第172期

騰落率	4.9%
分配金(税込み)合計	180円

○交付運用報告書は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面です。その他の内容については、運用報告書(全体版)に記載しています。
○当ファンドは、投資信託契約において運用報告書(全体版)に記載すべき事項を、電子的方式によりご提供することを定めています。弊社ホームページの「ファンド各種資料」において運用報告書(全体版)を閲覧およびダウンロードすることができます。
○運用報告書(全体版)は、受益者の請求により交付されます。交付をご請求される場合は、販売会社までお問い合わせください。

受益者のみなさまへ
平素は格別のお引立てに預かり厚く御礼申し上げます。
さて、ご購入いただいております「しんきん○○○ファンド(毎月決算型)」は2019年9月20日に第172期の決算を行いました。
当ファンドは、国内株式・外国債券および国内不動産投資信託に分散投資し、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行っています。
ここに、第167期から第172期中の運用状況をご報告申し上げます。
今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<コールセンター> ☎0120-000000
(土日、休日を除く) 携帯電話・PHSからは03-4000-0000
9:00~17:00

運用経過
期間中の基準価額等の推移 (2000年0月0日~2000年0月0日)

第171期前: 7,909円
第172期末: 8,112円 (既払分配金(税込み): 180円)
騰落率: 4.9% (分配金再投資ベース)

主な変動要因
期における当ファンドの基準価額は上昇しました。
れている国内不動産投資信託の投資成果や、米国金利の低下を背景とした「○○○○○○○○○○○○○○○」の基準価額の上昇、国内株式市場の上昇を背景とした「○○○○○○○○○○○○○○○」の基準価額の上昇がプラスに寄与しました。一方、ユーロ圏主要国の金利は低下し、円高が進行したことを背景に「○○○○○○○○○○○○○○○」の基準価額がプラスに寄与しました。

イメージ図です

- 交付運用報告書には主に下記のような情報が記載されています。
- 運用実績…最近の基準価額の推移、組入資産や純資産総額の推移が記載されています。
- 運用経過…基準価額変動の背景等が具体的に説明されています。
- 今後の運用方針…投資信託委託会社(運用会社)が考えている今後の運用方針が記載されています。
- 組入資産の明細…組入資産の内容が銘柄単位で記載されています。
- 投資信託財産の構成…株式・債券等組入資産ごとの比率が記載されています。
- 損益の状況等…投資信託の資産・負債や損益状況が記載されています。

交付運用報告書のポイント

「交付運用報告書」には、ファンドの運用経過、状況、成果に関する情報が、図やグラフ等を用いてわかりやすく記載されています。また、Webサイト等でも公開されており、ファンド保有者でなくても見る事ができますので、これから投資信託を購入する方にとっても大事な判断材料となる資料です。

換金 | 投資信託を信託期間の途中で売却

累積投資取引報告書 (残高報告書)

売却したファンドの数量(口数)や単価の報告書です。売却されたファンドの数量(口)、単価等が記載されており、お受取りの金額が確認できます。お申込後、1週間程度で郵送されます。

「特定口座取引」と表示され、かつ「源泉徴収あり」を選択されたお客さまには、後日「特定口座お振込代金のご案内」が送付されます。NISA口座をご利用の場合は、「NISA成長投資枠」または「NISAつみたて枠」と表示されます。

口座番号 おなまえ ×-×-×××××××× ○○ ○○ 様		累積投資 取引報告書(残高報告書)				返還専用		
		ページ 1		作成日 20××年×月×日				
ファンド名: しんさん○○○ファンド		約定日		受渡日		訂正区分		
ファンドコード (××××××××) 特定口座取引		20××.×.××		20××.×.××				
区分	①数量(口)	②単価(円)	③約定金額(円)	課税分配金(円)	源泉徴収税 ※2 地方税(円) 所得税(円)	信託財産留保額(円)	④受渡代金(円)	
課税				※1				
解約	621263	9050	562243				562243	
	⑤個別元本	8590						
							イメージ図です	
備考欄 単価は一万口当りの金額を表示しております。							返還後の残高(口)	0

① 数量

売却口数です。

② 単価

売却時の基準価額ー信託財産留保額です。
(信託財産留保額がないファンドの場合、信託財産留保額は差し引かれませんが)
※単価は管理単位口数(1口元本1円の場合1万口あたりの基準価額)あたりで表示されます。

③ 約定金額

売却金額です。
例えばこのお取引の場合、約定金額は562,243円です。

④ 受渡代金

居住者等の取引の受渡代金は約定金額となります。
※法人、非居住者の場合は、約定金額と異なる場合があります。

⑤ 個別元本

ご購入時の基準価額(手数料および消費税は含まれません。)がお客さまの個別元本となります。通常は取得時の基準価額ですが、追加購入や分配金を再投資した時、元本払戻金(特別分配金)を受け取った時に再計算されます。

- ※1 居住者等の国内公募株式投資信託の解約の場合、課税分配金は表示されません。ただし、確定申告等での譲渡益は「約定金額ー個別元本×口数÷1万(1万口あたりの基準価額表示ファンドの場合)ー取得費(取得に要した手数料・消費税等)」という計算方法が認められています。※取得単価(投信を買付けた際の1万口[1万口あたりの基準価額表示ファンドの場合]あたりの支払金額[手数料、消費税込])、取得費は当該帳票には記載されません。
- ※2 居住者等の国内公募株式投資信託の解約の場合、源泉徴収税は表示されません。ただし、譲渡益に対し20.315%(国税15.315%、地方税5%)が課税されます。(NISA口座をご利用の場合は、非課税投資枠内で発生する普通分配金は非課税となります。)なお、源泉徴収ありの特定口座の場合、確定申告は不要ですが、源泉徴収なしの特定口座や一般口座等の場合は確定申告が必要です。

換金 | 投資信託を信託期間の途中で売却

特定口座お振込代金のご案内

特定口座をご利用の場合

「源泉徴収あり」の特定口座内で売却取引があった場合、その都度年初からの譲渡損益、税金が通算されて報告書が作成されます。換金のお申込後、1週間程度で郵送されます。

特定口座をお申込みいただいているお客さまで、「源泉徴収あり」を選択されている場合、売却取引の都度送られてくる「特定口座お振込代金のご案内」により譲渡損益、税金の確認ができます。

(源泉徴収金額、還付金額がいずれもない場合や、NISA口座での売却の場合は、本報告書は作成されません。)

口座番号 12345 11234567	おなまえ 〇〇 〇〇 様	作成日 XXXX年XX月XX日												
特定口座お振込代金のご案内 平素は、格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。 お客様の特定口座のお取引等にかかるお振込代金について、ご報告申し上げますのでご確認ください。 なお、ご不明な点がございましたら、お手数ですが表記お問合せ先責任者まで直接ご連絡ください。		振込日 XXXX年XX月XX日												
(ご注意) 種別項目の記載内容は、以下のとおりとなります。 ・「買取代金・解約代金」は、換金(買取・解約)取引時の受渡金額(税引前)。 ・「分配金・償還金」は、分配金(税引後)および償還金(税引前)の合計額。 なお、分配金は原則として、譲渡取引の受渡が重なる場合のみ記載されます。 買取代金・解約代金、分配金および償還金の詳細につきましては、それぞれの報告書をご覧ください。 ・「源泉徴収金額」は、譲渡取引に対する源泉徴収税額。 ・「還付金額」は、譲渡取引での損益通算にかかる還付金額、および譲渡損失と分配金での損益通算にかかる還付金額の合計額。 なお、「特定口座における今回のお取引までの累計譲渡損益」は、譲渡取引(買取・解約および償還)発生時のみ表示します。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>振込金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 買取代金・解約代金</td> <td>2,000,000</td> </tr> <tr> <td>分配金・償還金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3 源泉徴収金額</td> <td>1,1263</td> </tr> <tr> <td>還付金額</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4 合計</td> <td>1,988,737</td> </tr> </tbody> </table>	種別	振込金額(円)	2 買取代金・解約代金	2,000,000	分配金・償還金	0	3 源泉徴収金額	1,1263	還付金額	0	4 合計	1,988,737
種別	振込金額(円)													
2 買取代金・解約代金	2,000,000													
分配金・償還金	0													
3 源泉徴収金額	1,1263													
還付金額	0													
4 合計	1,988,737													
特定口座における 今回のお取引までの 累計譲渡損益	1 153,542													

イメージ図です

1 今回のお取引までの累計譲渡損益

年初から今回のお取引までの累計の損益を算出し表示しています。

2 買取代金・解約代金(税引前)

今回売却された代金(税引前)です。

3 利益であれば源泉徴収、損失であれば還付

今回の売却取引までを勘案した税金です。利益であれば源泉徴収された金額、損失であれば還付金額(すでに徴収した税額から還付)です。

配当通算口座の場合、12月末もしくは特定口座廃止時点で当該年中の普通分配金(源泉徴収済配当所得税)および譲渡損が発生していれば配当所得税が還付される場合があります。

4 合計金額

今回の取引における源泉徴収後(または還付後)の金額です。

特定口座と一般口座

確定申告が不要、または簡単に行うことができる「特定口座」をおすすめします。

※裏表紙の「確定申告の注意点」もあわせてご確認ください。

	特定口座(源泉徴収あり)	特定口座(源泉徴収なし)	一般口座
確定申告	不要	必要	必要
	必要に応じて確定申告を行うこともできます。	年間取引報告書を使用し、簡単に確定申告を行うことができます。	お客さまご自身で年間の譲渡損益を計算し、確定申告を行う必要があります。

年間報告 | 1年間の損益等を報告

特定口座年間取引報告書 (投資家交付用)

特定口座をご利用の場合

特定口座でお取引されているお客さまに送付される、年間の譲渡損益額や源泉徴収税額、還付税額を集計した報告書です。この報告書を利用することで、簡易な確定申告が可能となります。

原則、1月下旬頃に郵送されます。また、特定口座を廃止された場合、その翌月に郵送されます。

(特定口座内で売却、分配金のお受取等がなかったお客さまには交付されません。)

20XX年分 特定口座年間取引報告書 (投資家交付用)		20XX年 1月 X日	
特定口座開設者	住所 (居所) XXXXXXXXXX	刀名 XXXXXXXXXXXXXXXX	助定の種類 ① 保管・2 信用 ② 配当等
前提出出時の住所又は居所	XXXXXXX	氏名 XXXXXXXXXX	口座開設年月日 20XX年 X月 X日
		生年月日 XXXX年 XX月 XX日	源泉徴収の選択 ① 有・2 無
(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額 (所得税)	株式等譲渡所得割額 (住民税)
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した費用の額等	③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)
上場区分	67990	100523	- 32533
特定信用分	0	0	0
合計	67990	100523	- 32533
(配当等の額及び源泉徴収税額等)		源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)
種類	② 配当等の額	③ 源泉徴収税額 (所得税)	④ 配当割額 (住民税)
特定上場株式等の配当等	⑤ 株式、出資又は基金 0	0	0
	⑥ 特定株式投資信託 0	0	0
	⑦ 投資信託又は特定変益証券発行信託 0	0	0
	⑧ オープン型証券投資信託 58105	6132	2905
	⑨ 国外株式又は国外投資信託等 0	0	0
	⑩ 合計(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)	6132	2905
上記以外のもの	⑪ 公社債 2125	325	106
	⑫ 社債的受益権 0	0	0
	⑬ 投資信託又は特定変益証券発行信託 0	0	0
	⑭ オープン型証券投資信託 0	0	0
	⑮ 国外公社債又は国外投資信託等 0	0	0
	⑯ 合計(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	325	106
	⑰ 譲渡損失の金額 32533		
	⑱ 差引金額 (⑰+⑯-⑰)		
	⑲ 納付税額 27697		
	⑳ 還付税額 4241		1384
	㉑ 還付税額 (⑲+⑳-⑲)		1627
金融機関	所在地 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		

イメージ図です

(注) 税率は変更になる場合があります。

1 譲渡所得の金額

- ① 譲渡の対価の額…投資信託等の売却によって得た、収入の合計額です。
- ② 取得費及び譲渡に要した費用の額等…売却した投資信託等に係る総取得金額(購入時手数料含む)に、売却時手数料を加算した金額です。
- ③ 差引金額…①-②で求められる、譲渡損益の額です。損失の場合はマイナス「-」で表示されます。

2 配当等の額

受け取った配当等の額です。オープン型証券投資信託の場合、元本払戻金(特別分配金)は含みません。

3 源泉徴収税額 配当割額

配当等から源泉徴収された所得税額と住民税額です。外国での納税分がある場合、源泉徴収税額は(2×15.315%) - 4と計算されます。

4 上場株式配当等控除額

外国での納税分等として所得税から差し引かれた金額です。

5 譲渡損失の金額

譲渡損失の金額です。①の③がマイナスの場合、損失額が記載されます。

6 差引金額

配当等の合計額と譲渡損失を通算した金額です。通算した結果マイナスの場合は「0」と表記されます。

7 納付税額

損益通算した結果、実際に納付する所得税、住民税の額です。

8 還付税額

損益通算した結果、源泉徴収された所得税、住民税より還付される金額です。

*一般口座および特定口座(源泉徴収選択なし)の方には、年間の分配金(投信口座廃止時はその年中)の分配内容等をお知らせする「上場株式配当等の支払通知書」が発行されます。確定申告の際に必要になりますので大切に保管してください。

投資信託 基礎用語集

基準価額

投資信託の現時点での値段のことです。

投資信託に組み入れられている株式や債券などをすべてその日の時価で評価し、債券の利子や株式の配当などの収入を加えて資産総額を算出します。そこから投資信託の運用に必要な手数料(信託報酬)などの費用を差し引いて純資産総額を算出し、集められた資金の口数(受益権総口数)で割ったものが、基準価額となります。

通常基準価額は、10,000円でスタートします。

個別元本

投資信託を買ったときの値段のことです。

ただし同じ投資信託を複数回に分けて買った場合は、そのときの受益権口数で加重平均されます。

例えば、ある投資信託を基準価額10,000円で購入し、その後同じ口数を買増したところ、その時の基準価額が12,000円だった場合、個別元本は11,000円となります。

(注)購入時手数料および購入時手数料に係る消費税等相当額は考慮していません。

分配金

投資信託の運用の結果得られた収益を、決算ごとに投資家に分配するお金のことです。

● 普通分配金

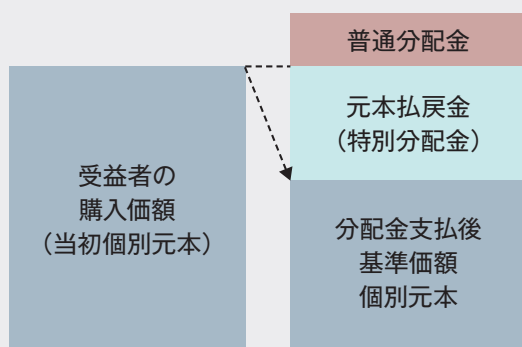
決算日の基準価額(分配金支払後の基準価額)が個別元本と同額、もしくは上回っている場合、受け取った分配金は普通分配金となります。普通分配金は、投資信託の元本の運用から得た収益なので、全額が課税対象となります。

(注)非課税口座取引は課税されません。

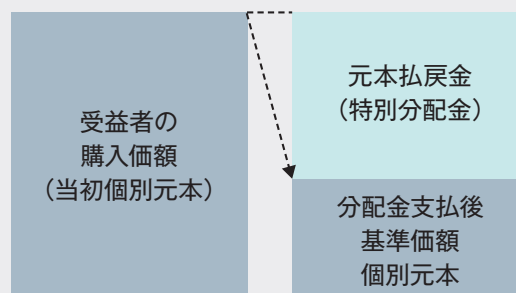
● 元本払戻金(特別分配金)

決算日の基準価額(分配金支払後の基準価額)が個別元本を下回っている場合、受け取った分配金は投資元本の払い戻しに相当するので、元本払戻金となります。元本払戻金は特別分配金とも呼ばれ、非課税です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



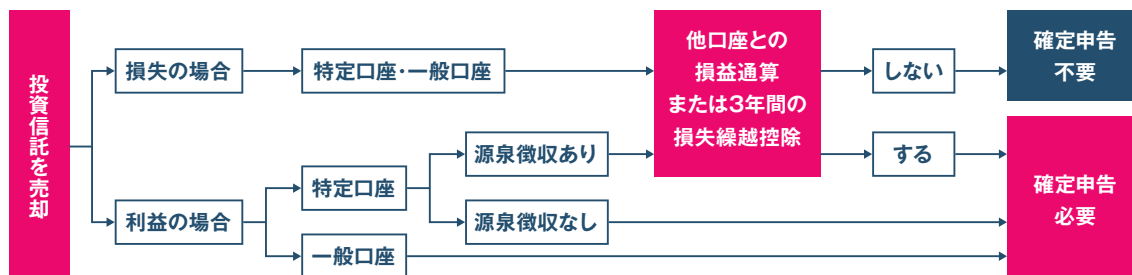
分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



確定申告の注意点

「源泉徴収ありの特定口座」でも、以下の場合には申告分離課税による確定申告が必要になります。

- 他の金融機関も含めて一般口座でも運用しており、利益が出ている
- 一般口座や、他の金融機関の特定口座との間で損益通算をしたい
- 3年間の損失繰越控除を受けたい



確定申告についての一般的な説明を目的としております。表現に関する正確性を保証するものではありません。個別の税務に関しては必ず税理士・税務署等の専門家にご相談ください。

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではなく、元本や利回りが保証されるものではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6(書面による解除)の規定の適用はなく、クーリングオフの対象にはなりません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託には換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.30%(消費税込み)の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年2.42%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。
- 投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 投資信託のご購入にあたっては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面、契約締結前交付書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面は、当金庫の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しています。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

窓販用

- 本資料は、信頼できると判断した情報をもとに当金庫が作成しておりますが、正確性・安全性について当金庫が責任を負うものではありません。
- 本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、投資信託・その他の有価証券の売買等を推奨するものではありません。
- 本資料は、予告なく変更される場合があります。